

製品認証に係わる手引き

一般財団法人 発電設備技術検査協会
認 証 セ ン タ ー

JAPEIC-MS&PCC

A

1. 手引きの目的

この手引きは、一般財団法人発電設備技術検査協会 認証センター(以下、「**JAPEIC-MS&PCC**」)が行う業務のうち、溶接施工工場等の**溶接管理プロセス認証**、製品(溶接部)、溶接施工法の認証及び溶接士技能の承認(**更新含む**)の概要について説明したものです。

2. **JAPEIC-MS&PCC**について

2.1 一般財団法人発電設備技術検査協会と製品認証業務

一般財団法人発電設備技術検査協会(以下、「**JAPEIC**」)は、1970年に火力及び原子力発電用機器の品質の維持向上、安全性の確保を目的として通商産業大臣(現経済産業大臣)の許可を得て設立された財団法人であり、2012年4月1日をもって一般財団法人に移行しました。

経済産業省原子力安全・保安院発行の安全管理審査実施要領(内規)(平成16年12月1日平成16・11・26原院第6号)の別記1に定義される民間製品認証制度を活用する方法を受け、**JAPEIC-MS&PCC**は2004年8月に財団法人(現公益財団法人)日本適合性認定協会(以下「**JAB**」)から製品認証機関として認定されました。(認定番号:P0020)。

その後継続して、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」(TNS-S3101)に基づき、プロセス、製品(溶接部)、溶接施工法及び溶接士技能にかかわる評価業務を実施しています。

2.2 製品認証業務実施のよりどころとなる権限

JAPEICは、内閣府の認可を得た「一般財団法人発電設備技術検査協会 定款」に定められた事業を実施します。**JAPEIC-MS&PCC**が実施する製品認証業務は、この定款に定められた「発電設備等に関する検査、審査及び認証」に該当します。

JAPEIC-MS&PCCは、業務運営の公平性を確保するため、学識経験者、設置者及び溶接施工工場の代表者、並びに外部の適合性評価の専門家で構成された「公平性委員会」を設置しています。

JAPEIC-MS&PCCは、**JAPEIC**を母体とし、その一部門を構成しますが、公平性委員会を含めた業務運営機構によって、他の業務を実施する部門や外部から影響されることなく製品認証業務を行います。

2.3 財政的基盤

JAPEIC-MS&PCCの財政は、**JAPEIC-MS&PCC**が定める料金規程に基づき、溶接施工工場等から支払われる評価料金等をもって支えており、製品認証機関として継続的に責任を果たすために必要な財政的基盤を有しています。なお、収支は、**JAPEIC**の全体収支の中で識別して管理しています。**JAPEIC**以外からの出資や財政的援助は、一切受けていません。

3. **JAPEIC-MS&PCC**の認証範囲と認証基準

3.1 認証(又は承認)対象項目

認証(又は承認)の対象となるものは、以下のとおりです。

- (1)溶接管理プロセス(以下「プロセス」という。)
- (2)製品(溶接部)

- (3)溶接施工法
- (4)溶接士技能(承認)

なお、製品は、電気事業法第 52 条第 1 項で規定された、ボイラー等とします。

3.2 認証基準

上記(1)～(4)項に対する認証の基準は、以下のとおりとします。

- (1)プロセスの認証基準は、公開している「電気工作物のプロセスに係わる認証規程」(PCC-1406)に示します。具体的な認証基準は、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」(TNS-S3101-2017)の 8.1 項です。
- (2)製品(溶接部)、溶接施工法及び溶接士技能の認証基準は、公開している「電気工作物の溶接に係わる認証規程」(PCC-1402)に示します。具体的な認証基準は、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」(TNS-S3101-2017)の 8.2 項、8.3 項、8.4 項です。

4. 製品認証に係わる契約の締結

*JAPEIC-MS&PCC*は、製品認証業務内容、申請者及び *JAPEIC-MS&PCC*の権利・義務等を明確にし、双方の理解の相違がないように申請者と *JAPEIC-MS&PCC* との間で製品認証に係わる契約を締結していただきます。

契約内容については、「製品認証に関する契約書」(PCC-1421)をご参照ください。

5. 評価・認証の手順

5.1 プロセス

プロセスの申請方法及び評価・認証の手順は、「溶接施工工場の溶接管理プロセスに係わる申請及び評価規則」(PCC-1426)をご参照ください。

5.2 製品(溶接部)等

製品(溶接部)、溶接施工法及び溶接士技能の申請方法及び評価・認証の手順は「電気工作物の溶接に係わる申請及び評価規則」(PCC-1422)をご参照ください。

6. 登録溶接施工工場の権利・義務

6.1 登録溶接施工工場の権利

6.1.1 登録溶接施工工場であることの表明

認証マークの表示方法については「登録マーク等使用規則」(認証規則第 2 号)をご参照ください。

6.1.2 *JAPEIC-MS&PCC* の情報公開

JAPEIC-MS&PCC は、ご要望に応じ、認証書に記載した内容の紹介、確認及び登録溶接施工工場名簿の公開を行います。

6.1.3 JAPEIC-MS&PCC の公開文書

JAPEIC-MS&PCC ホームページでは、次の文書の最新版を掲載しています。

- ① 「製品認証に係わる手引き」(PCG-0001)
- ② 「電気工作物の溶接に係わる認証規程」(PCG-1402)
- ③ 「電気工作物のプロセスに係わる認証規程」(PCC-1406)
- ④ 「電気工作物の溶接に係わる申請及び評価規則」(PCC-1422)
- ⑤ 「溶接施工工場の溶接管理プロセスに係わる申請及び評価規則」(PCC-1426)
- ⑥ 「溶接施工工場遵守規則」(PCC-1504)
- ⑦ 「認証に関する異議申立て、苦情及び紛争処理規則」(PCC-1801)
- ⑧ 「様式集(レベル A 文書)」(PCC-0201)
- ⑨ 「登録マーク等使用規則」(認証規則第 2 号)

上記の文書以外にも、この手引きに記載している文書及び様式は、JAPEIC-MS&PCC ホームページにて公開しております。文書を改訂した場合、登録溶接施工工場にはその旨通知いたします。

また、JAPEIC-MS&PCC は、次の認証に関する重要な要求事項を変更する場合は、登録溶接施工工場に十分な期間(1ヶ月)をおいて予告します。また、変更前に、変更に対する登録溶接施工工場のご意見をお聞きし、それらを考慮した上で、変更内容及び発行日を決定します。

- ① 適用するプロセス及び製品(溶接部)等に係わる認証基準の変更
- ② 登録溶接施工工場遵守規則の変更

6.2 登録溶接施工工場の義務

認証維持のための要求事項、認証及び認証マークの使用条件、登録の一時停止、取り消し条件等、登録溶接施工工場に遵守していただく事項を「溶接施工工場遵守規則」(PCC-1504)に記載しています。

7. 評価料金

7.1 料金表

申請、評価、登録料金等は、「認証に関する料金規程」(認証規則第 1 号)に規定しています。

7.2 料金の見積り

JAPEIC-MS&PCC は、申請者からのご要望により、標準的な評価、検査工数に基づく料金をお見積りいたします。

JAPEIC-MS&PCC ホームページ <http://www.japeic.or.jp/gyoumu/seihin/> の■概算見積依頼、に掲載の見積依頼書をご利用ください。

8. 異議申立て、苦情及び紛争の処理

「認証に関する異議申立て、苦情及び紛争処理規則」(PCC-1801)をご参照下さい。

9. 機密の保持

JAPEIC-MS&PCC は、評価、認証業務で得られた溶接施工工場の情報について、公平性委員会、下請負契約した機関及び個人を含め、あらゆるレベルにおいて確実に機密保持を行います。

また、*JAPEIC-MS&PCC* は *JAPEIC* が定める個人情報保護方針を遵守し、個人情報の保護に努めます。評価、認証業務を通じてご提供いただいた個人情報は、評価、認証業務にのみ使用し、他の目的に使用しません。

10. 研修サービス

JAPEIC-MS&PCC は、製品認証に関連する業務としてご要望に応じ、溶接管理プロセスや適用基準、規格等に関する研修サービス(有料)を行います。

なお、*JAPEIC-MS&PCC* が実施する研修の受講により認証が有利になる等、客観性や公平性への影響はありません。

11. 問合せ先

東日本地区

一般財団法人 発電設備技術検査協会 認証センター

住 所 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 3F

TEL 03-5404-3878 FAX 03-5404-3882 E-mail pcc@japeic.or.jp

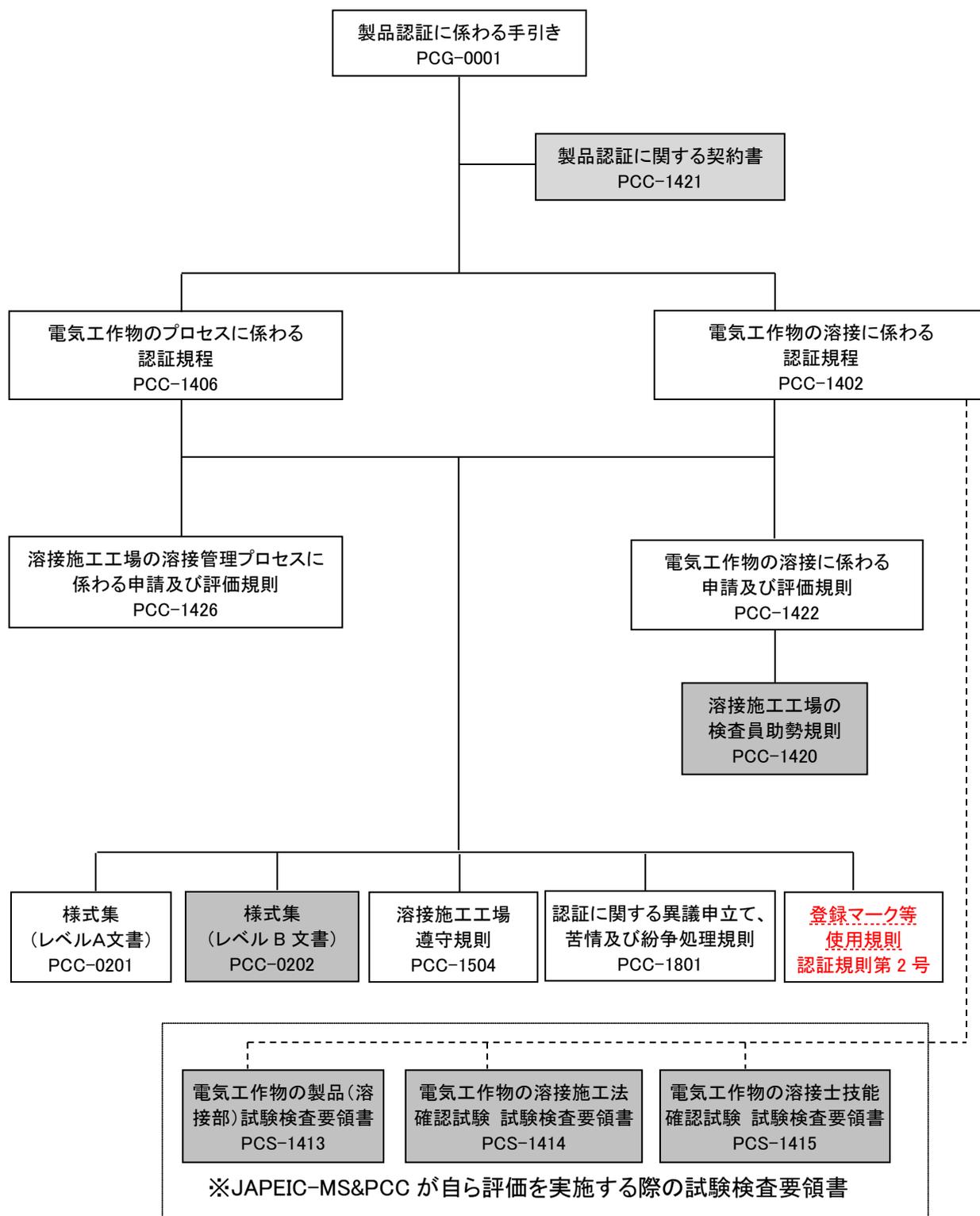
URL: <http://www.japeic.or.jp>

西日本地区

一般財団法人 発電設備技術検査協会 西日本支部

住 所 〒530-0003 大阪市北区堂島 2-1-16 フジタ東洋紡ビル 4F

TEL 06-7178-8525 FAX 06-7178-8529 E-mail nishireg@japeic.or.jp



- はHP上で公開している文書を表す。
- は登録溶接施工工場に限定して公開している文書を表す。

図-1 申請及び評価・認証に係わる文書体系